

随意契約理由書

1 案件名称

伝法小学校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ㈱

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ㈱の製作・施工により伝法小学校に設置された昇降機設備の改修工事を行うものである。

耐震対策工事を行うにあたって、既設部品を残した上で耐震工事を行う必要があり、取付を行う部品についても、当該設備の製造者である三精テクノロジーズ㈱が製作したものを指定された工法により使用しなければならない。

的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）（電話番号06-6208-9361）